

令和7年7月1日

## 職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、上天草市懲戒処分の公表に関する基準に基づき公表します。

## 記

## 1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

所属（当時）	職名（当時）	年齢	処分の内容
市民生活部	主事	31	減給10分の1（1月） （当事者：不適正な業務執行）

※指導監督責任として、被処分者の当時の上司4名を嚴重注意とした。

## 2 非違行為の概要

上記の職員は、令和6年度に実施した業務委託において、上司の命令に従わず職務を怠り、また、業務の進捗状況について上司に対し虚偽の報告を繰り返す行為を行い、業務執行に支障をきたした。

この行為は、地方公務員法第32条に規定する法令等及び上司の職務上の命令に従う義務及び上天草市職員服務規程に違反する非行に該当する。

## 3 処分年月日 令和7年7月1日

## 4 市長コメント

この度、本市職員が行った行為は、誠に遺憾であり、市民の皆さまの信頼を損なうことになりましたことを、心よりお詫び申し上げます。本日付けで厳正に懲戒処分を行ったところであり、職員には、これまで以上の法令遵守はもとより、全体の奉仕者として強い自覚と緊張感をもって職務に専念するよう指導するなど、再発防止を徹底するとともに、引き続き市政の信頼回復に努めてまいります。

(連絡先)

総務部 総務課

担当：海崎課長、山中課長補佐、  
寺中係長

電話：0964-26-5527